



# 海老名市土木工事施工管理基準書



海老名市 契約検査課

平成 23 年 4 月 1 日 制定

目 次

1、海老名市土木工事施工管理基準及び規格値.....	3
2、海老名市土木工事写真管理基準.....	5
3、護岸用コンクリートブロックの製作管理基準.....	7
4、消波根固ブロックの製作管理基準.....	7
5、神奈川県土木工事試験実施要領.....	7

# 1、海老名市土木工事施工管理基準及び規格値

## 土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準は、土木工事共通仕様書第1編1-1-28「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

### 1. 目的

この基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

### 2. 適用

この基準は、海老名市が発注する土木工事に適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督員と協議して他の方法によることができる。

### 3. 構成



### 4. 管理の実施

- (1) 請負者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理をおこなわなければならない。
- (3) 請負者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 請負者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

### 5. 管理項目及び方法

#### (1) 工程管理

請負者は、工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク（PERT）又はバーチャート方式など）により作成した実施工程表により行うものとする。但し、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

## (2) 出来形管理

請負者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表又は出来形図を作成し管理するものとする。

測点数が少数であっても、監督員と協議の上必要と判断した場合は、出来形成果表又は出来形図を作成するものとする。なお、測点の最小数は2測点とする。

## (3) 品質管理

1. 請負者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図表（ヒストグラム、 $\bar{x}-R$ 、 $\bar{x}-R_s-R_m$  など）を作成するものとする。

測点数が少数であっても、監督員と協議の上必要と判断した場合は、出来形成果表又は出来形図を作成するものとする。なお、測点の最小数は2測点とする。

この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種（イ）、（ロ）、の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

### (イ) 路盤

維持工事等の小規模なもの（施工面積が300㎡未満のもの）

### (ロ) アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの（同一配合の合材が35t未満のもの）

2. 請負者は、セメントコンクリートの適用にあたり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁（高さ2.5mを超えるもの）については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。

## 6. 規格値

請負者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

## 7. その他

### (1) 工事写真

請負者は、工程写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視出来ない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対して直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

出来形管理基準及び規格値、品質管理基準及び規格値は、神奈川県土木工事施工管理基準書に準拠する。

なお、出来形管理基準及び規格値の「測定箇所」欄、並びに品質管理基準及び規格値の「摘要」欄のうち、「小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 70 t 未満あるいは施工面積が 3 0 0 m<sup>2</sup>未満」とあるのを「小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 35 t 未満あるいは施工面積が 3 0 0 m<sup>2</sup>未満」と読み替えるものとする。

## 2、海老名市土木工事写真管理基準

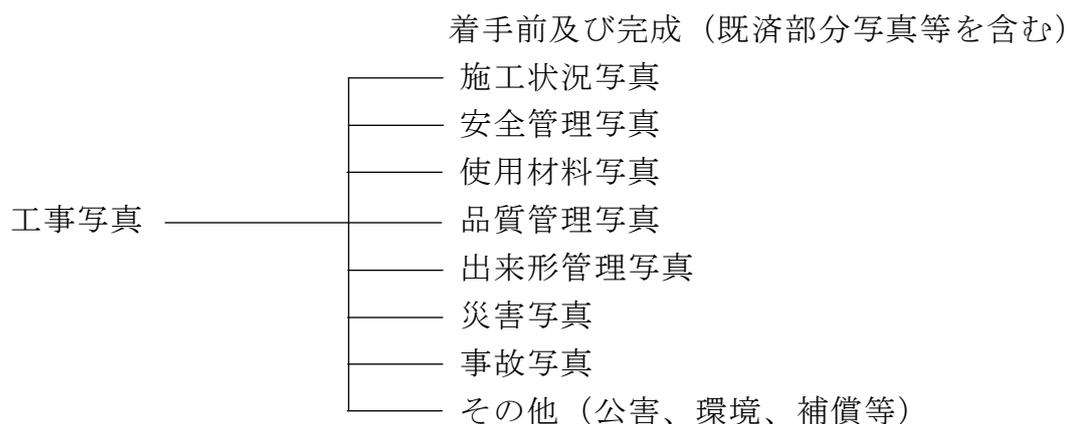
### 土木工事写真管理基準

(適用範囲)

1. この写真管理基準は、土木工事施工管理基準 7 の (1) に定める土木工事の工事写真 (電子媒体によるものを含む) の撮影に適用する。

(工事写真の分類)

2. 工事写真は次のように分類する。



(工事写真の撮影基準)

3. 工事写真の撮影は以下の要領で行う。

(1) 撮影頻度

工事写真の撮影頻度は別紙撮影箇所一覧表に示すものとする。

(2) 撮影方法

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記入した小黒板を文字が判読できるように被写体とともに写しこむものとする。

① 工事名

② 工種等

③ 測点 (位置)

④ 設計寸法

⑤ 実測寸法

## ⑥ 略 図

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

(写真の省略)

4. 工事写真は次の場合に省略するものとする。

(1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は撮影を省略するものとする。

(2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を細部ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。

(写真の色彩)

5. 写真はカラーとする。

(工事写真の形式)

6. 工事写真の形式は次によるものとする。

(1) 工事写真として、電子媒体を提出する。

(2) 電子媒体は、CD-ROMを原則とし、これ以外の電子媒体の場合については、監督員の承諾を得るものとする。

(3) 電子媒体の記録画像ファイル形式はJPEG形式(非圧縮～圧縮率1/8まで)を原則とし、これ以外による場合には監督員の承諾を得るものとする。

(留意事項等)

7. 別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。

(1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。

(2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。

(3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。

(4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等を電子媒体または管理図等に添付する。

(5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員の承諾を得るものとする。

(その他)

8. 用語の定義

(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所を示すもので、監督員の承諾した箇所をいう。

(2) 適宜提出とは、監督員が指示した箇所を提出することをいう。

(3) 提出頻度の不要は、削除とし、提出するものとする。

撮影箇所一覧表、品質管理写真撮影箇所一覧表及び出来形管理写真撮影箇所一覧表は、神奈川県土木工事施工管理基準書に準拠する。

### 3、護岸用コンクリートブロックの製作管理基準

参考とする

### 4、消波根固ブロックの製作管理基準

参考とする

### 5、神奈川県土木工事試験実施要領

参考とする